

告 示

埼玉県告示第二百十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人たびだち

三 代表者の氏名

雨海 順子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市柳崎四丁目二十八番二十六号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、川口市とその周辺の障害児・者への生活サポート事業及び通所介護（デイサービス）事業を行う事によって、障害児・者とその家族が孤立することなく安心して地域活動に参加して行けるように、又、高齢者並びに健康障害を有する地域住民に対し、訪問看護事業を行う事によって福祉の増進に寄与する事を目的とする。

（変更後）この法人は、川口市とその周辺の障害児・者への生活サポート事業及び通所介護（デイサービス）事業を行う事によって、障害児・者とその家族が孤立することなく安心して地域活動に参加して行けるように、又、健康障害を有する地域住民に対し、福祉の増進に寄与する事を目的とする。